

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月12日（令和元年（行個）諮問第145号）

答申日：令和4年3月31日（令和3年度（行個）答申第198号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成30年特定日付けで特定労働基準監督署に対して行った療養補償給付及び休業補償給付等請求に関する申立書類，支給決定決議書及び調査の際に収集，作成された書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和元年8月2日付け兵労個開第85号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示を求めるのは，審査請求人自身の業務実態がどのように認定されたかを根拠付ける情報であり，被災労働者である自身の個人情報である。審査請求人が本件対象保有個人情報の開示を求める根拠は，あくまでも個人的事情に特化したものであり，開示することによる弊害は考えられない。原処分における一部不開示部分は，審査請求人の個人情報開示請求権を不当に侵害するものである。

被聴取者のプライバシーに属する事項以外の特定個人Aが従事した本件業務の内容，実態に関する事実についての聴取部分は，特定個人A及び審査請求人の個人情報であり，その開示によって，労災認定手続上何らの弊害も生じないというべきである。

- (2) 原処分では，特定個人Bに対する聴取書も不開示となっているが，同人は審査請求人の元同僚であり，労災申請に際して真実を語り，協力し

てくれた。審査請求人はその供述内容を熟知し、他方、特定個人Bも開示に反対する意思を持つことはあり得ない。当該部分を全て不開示とした処分庁の本件開示の可否に関する審理の杜撰さを表すものである。こうした処分内容は、他の聴取者に対しても開示の可否の問合せをしなかったことを推認させるものであり、処分庁として行うべき作業を行わないまま漫然と処分を下したものであるから、改めて開示の可否が審理されなければならない。

- (3) そもそも、仮に審査請求人による労災申請が認められず、それに対し不服申立てを行えば、再審査段階では全ての記録が審査請求人に開示されることが予定されている。その前提は、労災認定手続が、終局的には労災申請者が有する労災補償保険金請求権を保障するという趣旨にあると考えられる。こうした制度の趣旨に鑑みれば、労災請求者に対し可能な限り広く情報を開示することがその趣旨に適うというべきである。この観点からも、原処分は違法不当である。

ちなみに、訴訟において記録が開示されることはいうまでもない。そのことによって、過去に弊害が生じたという事例は存在しない。

- (4) 以上、仮に全面的な開示が認められないとしても、原告が従事した本件業務に関する記録は全て開示されるべきである。

(添付書類) 1 委任状(略)、2 令和元年特定日B付け特定個人Bの同意書の写し(略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである(補充理由説明書による追加部分は、下記3(2)イ(ア)及びエ(ア)における下線部分である。)

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年7月8日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年9月11日付け(同月13日受付)で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項を一部改めた上で、不開示とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄並びに注2及び注3に掲げる文書1ないし文書85の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条1号該当性

文書83は、審査請求人が受診した診療所の診療内容に関する情報である。当該部分は、これを開示すると、審査請求人が心理的圧迫を受け、精神状態等の悪化をもたらし、診療上支障が生じるおそれがあることから、法14条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号該当性

(ア) 文書1①、2、5①、6、12①、14①、15、16①、18①、22①、26①、27①、28、29①、60①、68、70①、71①、72①、73①、74①、75①、76①、77①、78①、79①、80①、81①、82①、83及び85①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名、印影等、同人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書16②、22②、27③、70②、71②、72②、73②、74②、75②、76②、77②、78②、79②、82②及び85②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受け、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書1②、5②、12②、14②、18②、29②、54①、60②、62及び81②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものであり、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、5③、12③、14③、18③、26②、27②、29③、54①、54②、56、58及び80②は、特定事業場の所属労働者数や業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これを開示すると、その内容に不満を抱いた審査請求人等から不当な干渉を受け、特定

事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため，当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書16②，22②，27①，27③，70②，71②，72②，73②，74②，75②，76②，77②，78②，79②，82②及び85②は，本件労災請求に係る処分を行うに当たり，特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略) また，文書27①には，被聴取者を表す情報が含まれている。当該部分は，これを開示すると，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり，監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③，5③，12③，14③，18③，26②，29③，54②，56，58及び80②は，特定事業場の所属労働者数や業務内容等に関する情報である。(略) 当該部分は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，特定事業場に理解と協力を求めた上で得られた情報であるから，これを開示すると，当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり，監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり，原処分における不開示部分の一部を開示することとし，その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については，法の適用条項を法14条1号，2号，3号イ及び7号柱書きとした上で，不開示とすることが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和元年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ③ 同月 25 日         | 審議                |
| ④ 令和 3 年 8 月 6 日  | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同月 31 日         | 審議                |
| ⑥ 同年 12 月 10 日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑦ 令和 4 年 3 月 24 日 | 審議                |

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法 14 条 1 号，2 号，3 号イ，5 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとし、その余の部分については、法 14 条 1 号，2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第 2 の 2（2））において、特定個人 B からの聴取書（文書 68）が不開示とされたことに不服を述べ、当該聴取書を審査請求人に開示することについての特定個人 B の同意書を添付したところ、諮問庁は、諮問に当たり、特定個人 B の生年月日，年齢，署名及び印影を除き、当該聴取書を開示することとしている。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）開示すべき部分（別表の 3 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1，通番 4，通番 5，通番 8，通番 9，通番 12，通番 15，通番 18，通番 29 及び通番 64

当該部分のうち、（i）通番 4，通番 8 及び通番 15 は、審査請求人宛ての領収証に押印された医師及び薬剤師（以下「医師等」という。）の印影であり、（ii）通番 64 は、主治医の意見書に記載された医師の署名及び印影であり、（iii）その余の部分は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」及び「休業補償給付支給請求書」（以下、併せて「請求書」という。）の「医師又は歯科医師等の証明」，「薬剤師の証明」及び「診療担当者の証明」の各欄（以下、併せて「医師等証明欄」という。）に記載された医師等の署名及び印影並びに「療養補償給付たる療養の費用請求書」の「療養の内訳及び金額」欄に記載された医師の氏名である。

当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに

該当する。

請求書は、療養補償給付又は休業補償給付を受けようとする者が、医師等及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則12条の2及び13条）。このため、上記（iii）の医師等の署名及び印影並びに主治医の氏名は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。（i）の医師等の印影は、審査請求人宛ての領収証に押印されたものであり、同人が知り得る情報であると認められる。また、（ii）の医師の署名及び印影は、（iii）のそれと同じものである。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当該部分は、上記の理由から、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番2，通番6，通番10，通番13，通番19，通番30及び通番32（2）

当該部分のうち通番32（2）を除く部分は、請求書の事業主証明欄に押印された特定事業場代表者の印影である。通番32（2）は、特定事業場から特定監督署に提出された報告書に押印された特定事業場代表者の印影であるが、請求書の印影と同じものである。

上記アのとおり、請求書は、療養補償給付又は休業補償給付を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされていることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3，通番7，通番11，通番14，通番20，通番31及び通番33（2）

当該部分のうち通番33（2）を除く部分は、請求書の事業主証明欄の欄外記載であり、特定事業場が事業主の証明を行うに際して付記した意見であると認められる。通番33（2）は、特定事業場の報告書に記載された審査請求人の傷病の原因についての事業主の意見であり、上記欄外記載と同じ内容である。

上記アのとおり、請求書は、療養補償給付又は休業補償給付を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、監督署に提出するものと

されていることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番16, 通番28, 通番36及び通番39

当該部分のうち通番36は、審査請求人の一般健康診断個人票に押印された医師の印影であり、その余の部分は、特定監督署担当官の照会記録に記載された審査請求人の主治医の職氏名及び所属医療機関名、調査復命書の添付資料目次に記載された被聴取者の氏名及びその審査請求人との関係並びに聴取書に記載された当該被聴取者の署名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち通番36の一般健康診断個人票は、下記コのとおり、審査請求人に通知されたものと認められる。その余の部分は、原処分において開示されている情報、審査請求書（添付資料を含む。）に記載されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番17, 通番22, 通番41, 通番43, 通番45, 通番47, 通番49, 通番51, 通番53, 通番55及び通番57

当該部分のうち通番17及び通番22は、特定監督署の担当官の照会記録に記載された照会事項及び回答の一部であり、その余の部分は、聴取書及び聴取事項記録書に記載された被聴取者からの聴取内容の記載の一部である。

当該部分は、上記各文書に記載された被聴取者及び被照会者の所属及び職氏名又は審査請求人との関係の記載と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該

当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番21, 通番40, 通番42, 通番44, 通番46, 通番48, 通番50, 通番52, 通番54, 通番56及び通番60

当該部分は、特定監督署担当官の照会記録, 聴取書, 聴取事項記録書及び補償関係実地調査復命書に記載された特定事業場の職員の職氏名のうち当該事業場及び所属部署の名称である。

当該部分は、当該職員の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同じ内容であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番23

当該部分は、特定事業場からのFAX送信状に記載された当該事業場の代表FAX番号である。当該部分は、個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番24

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された資料に記載された宛先である特定監督署職員の職氏名及び事務的な連絡である。

当該部分のうち職氏名は、法14条3号本文に規定する情報に該当するとは認められず、その余の部分は事務的な記載にすぎない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番25, 通番27(1)及び通番68(1)

当該部分は、調査復命書及び地方労災医員の意見書に記載された審査請求人以外の個人の氏名, その審査請求人との関係及び当該個人が特定監督署の聴取を受けた者であることを表す記号並びにこれらの文書に引用されたその聴取内容の記載の一部である。

当該部分には被聴取者の氏名及び審査請求人との関係が含まれるため、当該部分は、その全体が法14条2号本文前段に規定する開示請



求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該関係者が被聴取者であること及びその聴取内容は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記オと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番26、通番32(1)及び通番37

当該部分は、調査復命書に記載された特定事業場の所属法人全体の労働者数及び特定事業場の報告書に記載された特定事業場の労働者数並びに審査請求人の一般健康診断個人票に押印された一般健康診断実施団体の印影である。

当該部分のうち法人全体の労働者数については、当該法人のウェブサイトで公表する慣行があると認められる。特定事業場の労働者数については、当該事業場における審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。一般健康診断個人票は、特定事業場の職場の健康診断の結果であり、審査請求人に通知されたものとするのが相当であるから、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

サ 通番27(2)、通番65及び通番68(2)

当該部分は、主治医の意見書の記載及びそれを引用した調査復命書及び地方労災医員の意見書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、又は事務的な内容にすぎないと認められる。

当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記オと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番33(1)及び通番61

当該部分は、特定事業場の報告書のうち審査請求人の入社に至る経緯、業務内容、健康診断結果から事業場が講じた措置、喫煙量、飲酒時の状況、発症前6か月間の業務内容の変更及び労災請求に至った経緯の記載並びに補償関係実地調査復命書のうち実地調査の場所、事業

場名，労働保険番号，調査の経緯・目的，作業場所及び調査対象の特定作業の概要の記載である。

当該部分のうち「入社に至る経緯」には，特定事業場に関する情報が含まれているとは認められない。その余の部分については，原処分において開示されている情報及び上記ウにおいて開示すべきと判断される情報と同様の内容であるか，又はそれらから推認できる内容であることから，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記ウと同様の理由により，法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

#### ス 通番34

当該部分は，特定事業場の報告書に添付された資料であり，特定事業場の組織図である。

当該部分は，審査請求人が特定事業場の職員であり，また，同人が作成時期の異なる同様の組織図（文書45）を保有し特定監督署に提出していることを踏まえると，同人が知り得る情報であるとするのが相当と認められる。

したがって，当該部分は，上記ウと同様の理由により，法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

### (2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

#### ア 法14条1号及び2号該当性

通番66は，審査請求人の診療録に記載された同人以外の個人の属性及び当該個人の申述内容である。当該部分は，一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分のうち関係者の属性は，個人を識別することができることとなる部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。その余の部分については，これを開示すると，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条1号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号該当性

(ア) 通番21，通番23，通番28，通番40，通番42，通番44，通番46，通番48，通番50，通番52，通番54，通番56，通番60及び通番62

当該部分は，特定監督署の担当官の照会記録，特定事業場からのFAX送信状，調査復命書の添付資料目次，聴取書，聴取事項記録

書，補償関係実地調査復命書及び特定監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書に記載された担当者の職氏名，住所，携帯電話番号，生年月日，年齢，審査請求人との関係，署名及び拇印又は印影である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番39，通番58及び通番67

当該部分は，聴取書に記載された被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，署名及び印影並びに地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については，その職務遂行に係る情報として，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分についても，審査請求人が当該被聴取者の氏名を知り得る場合であっても，これらの情報まで開示する慣行があるとは認められない。このため，当該部分は，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番25

当該部分は，調査復命書の「事業場内における被災労働者の位置づけ」図及び「事業場以外における当該労働者との相関図」に記載された審査請求人以外の個人の職氏名及びその審査請求人との関係の記載である。当該部分には，審査請求人が知り得る情報も含まれているが，特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分かち難く記載されており，被聴取者が誰であるかは審査請求人が知り得る情

報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、特定監督署が労災認定の調査に当たりどのような者に聴取を行ったかという調査手法の一端が明らかになり、労働基準監督機関が行う労災認定の調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番27, 通番41, 通番43, 通番45, 通番47, 通番49, 通番51, 通番53, 通番55, 通番57, 通番59, 通番65及び通番68

当該部分は、聴取書及び聴取事項記録書に記載された被聴取者からの聴取内容、審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見並びにこれらの文書から調査復命書及び地方労災医員の意見書に引用された記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番24は、特定事業場から特定監督署に提出された資料の送付状に打刻されたFAX番号及び当該送信状により送付された資料の記載の一部である。そのうちFAX番号は、通番23の代表FAX番号とは異なるものであり、また、資料の内容は、特定事業場の詳細な労務管理に係る情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ該当性

通番38及び通番63は、特定事業場の報告書に押印された特定法人の印影及び特定監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書

に押印された当該団体代表者及び当該団体の各印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### カ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

##### (ア) 通番33及び通番61

当該部分は、特定事業場の報告書及び特定監督署の補償関係実地調査復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 通番35

当該部分は、審査請求人の労働者名簿に添付された業績評価履歴の「評価」欄である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性		
文書1	療養補償給付たる療養の費用支給決定決議書等	① 2頁診療担当者の署名及び印影	2号	1	全て
		② 2頁事業主印影	3号イ	2	全て
		③ 2頁請求書欄外右記載部分	3号イ, 7号柱書き	3	全て
文書2	診療報酬明細書①	2 4頁ないし4 2頁印影	2号	4	全て
文書5	支給決定通知書等①	① 3頁診療担当者及び調剤担当者の署名及び印影, 4頁担当医氏名	2号	5	全て
		② 3頁事業主印影	3号イ	6	全て
		③ 3頁請求書欄外右記載部分	3号イ, 7号柱書き	7	全て
文書6	診療報酬明細書②	1 1頁ないし2 1頁印影	2号	8	全て
文書12	診療費内訳書等	① 3頁診療担当者の署名及び印影	2号	9	全て
		② 3頁事業主印影	3号イ	10	全て
		③ 3頁請求書欄外右記載部分	3号イ, 7号柱書き	11	全て
文書14	療養(補償)給付たる療養の費用支給請求書	① 1頁診療担当者及び調剤担当者の署名及び印影, 2頁担当医氏名	2号	12	全て
		② 1頁事業主印影	3号イ	13	全て
		③ 1頁請求書欄外右記載部分	3号イ, 7号柱書き	14	全て

文書 15	診療報酬明細書④	6頁ないし32頁 印影	2号	15	全て
文書 16	関連資料⑤	① 3行目40文字目ないし4行目14文字目	2号	16	全て
		② 2行目37文字目ないし3行目30文字目, 5行目ないし8行目	2号, 7号柱書き	17	全て
文書 18	休業支給決定決議書等	① 2頁診療担当者署名及び印影	2号	18	全て
		② 2頁事業主印影	3号イ	19	全て
		③ 2頁請求書欄外右記載部分	3号イ, 7号柱書き	20	全て
文書 22	関連資料⑦	① 2行目, 3行目	2号	21	2行目ないし3行目5文字目
		② 5行目ないし8行目	2号, 7号柱書き	22	全て
文書 26	事業場提出資料	① 1頁事業場「担当」, 「TEL」及び「FAX」の各欄	2号	23	1頁「FAX」欄
		② 1頁及び2頁上部FAX番号, 2頁2行目ないし14行目	3号イ, 7号柱書き	24	2頁2行目, 3行目
文書 27	特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書	① 19頁不開示部分	2号, 7号柱書き	25	中央欄2枠目5段目左側の枠内
		② 1頁労働者数	3号イ	26	全て
		③ 5頁ないし17頁不開示部分	2号, 7号柱書き	27	(1) 5頁「調査結果」欄1行目ないし10行目, 6頁「調査結果」欄19行目ないし23行目, 24行目ないし25行目2文字目, 29行目ないし31行目9文字目, 36行目ないし45行目, 7頁「調査結果」欄26行目ないし30行目15文字目, 32行目19文字目, 20文字目, 34行目ないし42行目, 8頁「調査結果」欄1行目ないし2行目19文字目, 9頁

					<p>「調査結果」欄10行目ないし13行目3文字目, 14行目ないし15行目17文字目, 17行目13文字目ないし19行目18文字目, 28行目ないし38行目, 39行目ないし41行目15文字目, 42行目ないし44行目7文字目, 10頁「調査結果」欄1行目ないし13行目, 11頁1行目ないし3行目, 10行目ないし11行目3文字目, 12頁「調査結果」欄1行目ないし3行目2文字目, 4行目18文字目ないし5行目, 「認定事実」欄, 13頁「調査結果」欄1行目1文字目ないし10文字目, 2行目4文字目ないし20文字目, 3行目12文字目ないし4行目20文字目, 26行目1文字目ないし20文字目, 30行目13文字目ないし32行目11文字目, 33行目ないし34行目15文字目, 40行目ないし43行目18文字目, 44行目ないし46行目6文字目, 14頁「調査結果」欄9行目ないし11行目2文字目, 26行目ないし30行目11文字目, 31行目ないし35行目6文字目, 36行目ないし39行目6文字目, 41行目12文字目ないし43行目14文字目, 15頁「調査結果」欄3行目ないし4行目, 17頁右欄10行目14文字目ないし12行目17文字目  (2) 16頁中央欄1枠目項番5, 項番10, 17頁21行目19文字目ないし24文字目</p>
文書 28	資料目次	2頁項目24ないし項目37不開示部分	2号	28	項目24, 項目25
文書 29	休業補償給付	① 1頁及び5頁の診療担当者署名	2号	29	全て



	支給請求書等	及び印影， 3 頁診療担当者及び調剤担当者の署名及び印影， 4 頁担当医氏名			
		② 1 頁， 3 頁及び 5 頁の事業主印影	3 号イ	3 0	全て
		③ 1 頁， 3 頁及び 5 頁の請求書欄外右記載部分	3 号イ， 7 号柱書き	3 1	全て
文書 5 4	報告書 ①	① 1 頁労働者数， 1 4 頁事業主印影	3 号イ	3 2	(1) 1 頁労働者数 (2) 全て ( (1) を除く。 )
		② 1 頁「入社に至る経過」欄， 3 頁「被災者の日常業務内容」欄（「役職名」欄を除く。）， 4 頁最下枠， 7 頁不開示部分（「家庭環境」及び「友人関係社会活動等」欄を除く。）， 8 頁「業務の内容について」欄， 「発症前の日常生活状況について」欄， 「発症前の健康状態について」欄， 1 0 頁及び 1 1 頁不開示部分， 1 2 頁最下枠不開示部分， 1 3 頁不開示部分	3 号イ， 7 号柱書き	3 3	(1) 1 頁全て， 3 頁全て， 4 頁全て， 7 頁「喫煙量」欄， 「飲酒時の状況」欄， 8 頁「業務の内容について」欄， 1 2 頁最下枠不開示部分 (2) 1 3 頁不開示部分
文書 5 6	組織図	不開示部分（1 頁 3 行目を除く。）	3 号イ， 7 号柱書き	3 4	全て
文書 5 8	労働者名簿等	3 頁「評価」欄	3 号イ， 7 号柱書き	3 5	—
文書 6 0	一般健康診断	① 医師印影	2 号	3 6	全て
		② ①を除く不開	3 号イ	3 7	全て

	票	示部分			
文書 62	報告書 ②	事業場印影	3号イ	38	—
文書 68	聴取書 ④	1頁生年月日数字部分，6頁署名及び印影	2号	39	6頁署名
文書 70	聴取書 ⑤	① 1頁被聴取者の住所，職業，氏名及び生年月日数字部分，6頁署名及び拇印	2号	40	「職業」欄1文字目ないし13文字目
		② 1頁9行目ないし6頁2行目	2号，7号柱書き	41	2頁8行目4文字目ないし26文字目，3頁16行目ないし17行目2文字目，17行目20文字目ないし18行目14文字目，4頁5行目ないし10行目23文字目，13行目10文字目ないし14行目
文書 71	聴取事項記録書 ③	① 「聴取者氏名」欄	2号	42	1文字目ないし12文字目
		② 「聴取事項」欄	2号，7号柱書き	43	4行目ないし5行目24文字目，7行目ないし8行目
文書 72	聴取書 ⑥	① 1頁被聴取者の住所，職業，氏名及び生年月日数字部分，5頁署名及び拇印	2号	44	「職業」欄1文字目ないし13文字目
		② 1頁9行目ないし5頁9行目	2号，7号柱書き	45	2頁20行目ないし21行目24文字目，23行目17文字目ないし3頁1行目，4頁3行目ないし4行目15文字目，13行目ないし15行目9文字目
文書 73	聴取書 ⑦	① 1頁被聴取者の住所，職業，氏名及び生年月日数字部分，5頁署名及び印影	2号	46	「職業」欄1文字目ないし13文字目
		② 1頁9行目ないし5頁13行目	2号，7号柱書き	47	1頁22行目ないし24行目，2頁16行目ないし3頁7行目25文字目，9行目，10行目，4頁4行目4文字目ないし13文字目，29文字目ないし5行目12文字目，25文字目ないし6行目24文字目，18

					行目 1 6 文字目ないし 2 2 行目, 5 頁 4 行目ないし 7 行目 1 3 文字目, 1 1 行目 4 文字目ないし 2 7 文字目
文書 7 4	聴取事 項記録 書④	① 1 頁及び 2 頁 の「聴取者氏名」 欄	2 号	4 8	各頁 1 文字目ないし 1 2 文字目
		② 1 頁及び 2 頁 の「聴取事項」欄	2 号, 7 号柱書き	4 9	2 頁 1 行目ないし 2 行目 1 9 文 字目
文書 7 5	聴取書 ⑧	① 1 頁被聴取者 の住所, 職業, 氏 名及び生年月日数 字部分, 7 頁署名 及び拇印	2 号	5 0	1 頁「職業」欄 1 文字目ないし 1 3 文字目
		② 1 頁 9 行目な いし 7 頁 3 行目	2 号, 7 号柱書き	5 1	2 頁 7 行目, 8 行目, 1 3 行目 ないし 1 5 行目 2 6 文字目, 1 7 行目 4 文字目ないし 1 8 行 目, 3 頁 8 行目ないし 1 2 行目 9 文字目, 1 9 文字目ないし最 終文字, 4 頁 1 7 行目ないし 1 9 行目, 5 頁 4 行目ないし 9 行 目, 1 2 行目ないし 1 4 行目 1 6 文字目, 1 6 行目 4 文字目な いし 2 1 行目 2 6 文字目, 最終 文字ないし 2 3 行目
文書 7 6	聴取事 項記録 書⑤	① 1 頁及び 2 頁 の「聴取者氏名」 欄	2 号	5 2	各頁「聴取者氏名」欄 1 行目
		② 1 頁及び 2 頁 の「聴取事項」欄 及び「回答」欄	2 号, 7 号柱書き	5 3	全て (2 頁「回答欄」3 行目な いし 5 行目 1 1 文字目を除 く。)
文書 7 7	聴取事 項記録 書⑥	① 「聴取者氏 名」欄	2 号	5 4	1 文字目ないし 7 文字目
		② 「聴取事項」 欄	2 号, 7 号柱書き	5 5	「聴取事項」欄 1 行目ないし 4 行目
文書 7 8	聴取事 項記録 書⑦	① 1 頁「聴取者 氏名」欄	2 号	5 6	「聴取者氏名」欄 1 行目 7 文字 目ないし 1 3 文字目, 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目
		② 1 頁及び 2 頁 「聴取事項」欄	2 号, 7 号柱書き	5 7	1 頁「聴取事項」欄 1 行目ない し 4 行目 2 0 文字目, 6 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 9 文字 目ないし 2 3 文字目, 1 1 行目 ないし 2 頁「聴取事項」欄 6 行

					目, 1 3 行目 2 7 文字目ないし 1 4 行目
文書 7 9	聴取書 ⑨	① 1 頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 5 頁署名及び印影	2 号	5 8	—
		② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 6 行目	2 号, 7 号柱書き	5 9	—
文書 8 0	補償関係実地調査復命書	① 1 頁「(2) 立会者」欄不開示部分	2 号	6 0	1 頁「(2) 立会者」欄 1 行目 2 文字目ないし最終文字
		② 1 頁不開示部分 ( ① を除く。), 2 頁ないし 5 頁不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	6 1	1 頁「調査の場所」欄 1 文字目 ないし 1 2 文字目, 「労働保険 番号」欄, 「事業場名」欄, 項 番 1 全て, 項番 2 (1) 全て (2 行目 2 文字目ないし最終文 字を除く。), 項番 2 (2) 1 行目 2 文字目ないし 1 3 文字 目, 項番 3 (1) 及び (2) 全 て
文書 8 1	関連資料⑦	① 1 頁担当者氏名	2 号	6 2	—
		② 1 頁理事長印影, 2 頁団体印影	3 号イ	6 3	—
文書 8 2	意見書 ①	① 4 頁医師署名及び印影	2 号	6 4	全て
		② 3 頁及び 4 頁の不開示部分 ( ① を除く。)	2 号, 7 号柱書き	6 5	3 頁項番 5, 4 頁項番 1 0
文書 8 3	診療録	1 1 頁不開示部分	1 号, 2 号	6 6	—
文書 8 5	意見書 ②	① 2 頁労災医員署名及び印影	2 号	6 7	—
		② 2 頁不開示部分 ( ① を除く。)	2 号, 7 号柱書き	6 8	(1) 記 1 の 9 行目ないし 1 2 行目 (2) 記の 1 の 1 9 行目 3 3 文 字目ないし 3 8 文字目

(注 1) 当審査会事務局において, 2 欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注 2) 以下の文書は, 原処分における不開示部分を含まないため, 記載を省略した。

文書 4 関連資料②, 文書 7 就業実績表①, 文書 9 関連資料④,  
文書 1 0 支給決定通知書等②, 文書 1 1 調査結果復命書①, 文書 1

3 診療報酬明細書③，文書17 薬効・薬価リスト，文書19 就業実績表②，文書21 調査結果復命書②，文書23 労働時間表，文書24 賃金台帳等①，文書25 出勤簿等，文書30 申立書，文書33 陳述書①，文書34ないし文書38及び文書41ないし文書46 関連資料⑧ないし⑫及び⑮ないし⑳，文書50 陳述書②，文書51 関連資料⑳，文書52 就業実績表③，文書55 関連資料㉕，文書59 出勤簿，文書61 賃金台帳等②，文書63 関連資料㉖，文書64ないし文書66 聴取書①ないし③，文書67 聴取事項記録書①

(注3) 以下の文書は，原処分における不開示部分の全てを諮問庁が開示していることから，記載を省略した。

文書3，文書8及び文書20 関連資料①，③及び⑥，文書31 健康保険被保険者証，文書32 証拠説明書，文書39，文書40及び文書47ないし文書49 関連資料①，⑭及び㉑ないし㉓，文書53 資料目録，文書57 就業規則等，文書69 聴取事項記録書②，文書84 診断書